平成２３年（フ）第３４４５号
横浜市旭区上白根町891番地　西ひかりが丘団地20街区４棟106号
破産者　常見　賢一
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４０号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目９番12号、破産手続開始決定時の住所神奈川県厚木市みはる野１丁目31番６号
破産者　佐藤　伸之
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６号
新潟県上越市板倉区沢田90番地の３
破産者　内山美智子
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２３年（フ）第７３号
和歌山県田辺市上の山１丁目８番11―105号
破産者　岡田　辰也
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第７５号
大分県日田市大字日高1069番地２　シティハイツエクセレント201号
破産者　髙倉　慎也
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４２１号
群馬県前橋市上小出町１丁目15番地９、開始決定時の住所群馬県佐波郡玉村町大字樋越234番地６
破産者　笠井　謙二
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１６７号
最後の住所神奈川県平塚市御殿２丁目７番７号
破産者　亡脇隆幸相続財産
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６８号
神奈川県平塚市御殿２丁目７番７号
破産者　株式会社平塚脇工務店
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６３９号
神奈川県厚木市恩名１丁目６番56―807号
破産者　有限会社サトウ産業
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３９号
長野県岡谷市神明町３丁目５番７号
破産者　小池　健蔵
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第６８号
長野県岡谷市7425番地３
破産者　小池　修次
1　決定年月日　平成24年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第２０７３号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地６街区６号棟506号室
破産者　黒田　謙介
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０３５号
横浜市南区永田北３丁目４番26号　浅田テラス102
破産者　居森　寛美（旧姓熊澤）
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０７２号
神奈川県藤沢市下土棚428番地の１　レスト湘南107
破産者　山浦　明夫
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０９４号
横浜市瀬谷区上瀬谷町14番地５　ＳＴＡＧＥ21―Ａ―208
破産者　小林　高寿
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第７０６１号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番１―307号、開始決定時の住所大阪市都島区都島中通３丁目５番43―505号
破産者　西山　佳典
1　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後３時30分
平成24年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１５号
広島市東区福田２丁目530番地９
破産者　白川　泰子
1　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
2　一般調査期日　平成24年６月12日午後２時30分
平成24年４月６日
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５３０７号
大阪府豊中市利倉東１―３―７、開始決定時の住所兵庫県西宮市東山台３丁目33番地11
破産者　片上　　敦
1　破産債権の届出期間　平成24年５月８日まで
2　一般調査期日　平成24年６月７日午後４時
平成24年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部